

○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第二十二條第二号(附則第三條において準用する場合を含む。)の規定に基づき国土交通大臣が定める事項を定める件

平成二十五年十月二十九日国土交通省告示第千五十九号  
最終改正 平成三十年十二月二十一日 国土交通省告示第千三百八十一号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第二十二條第二号(附則第三條において準用する場合を含む。)の規定に基づき、国土交通大臣が定める事項を次のように定める。

規則第二十二條第二号の国土交通大臣が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 次の表の上欄に掲げる耐震診断の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる耐震診断の結果に関する事項

耐震診断の区分	耐震診断の結果に関する事項
平成十八年国土交通省告示第百八十四号(以下「基本方針」という。)別添第一第一号の規定により、同第一に規定する木造の建築物等について行う耐震診断	基本方針別添第一第一号イに規定する $I_w$ 及び当該 $I_w$ に応じて基本方針別表第一の下欄に定める構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性に関する事項
基本方針別添第一第二号の規定により、同第一に規定する鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等について行う耐震診断	基本方針別添第一第二号イに規定する $I_s$ 及び $q$ 並びに当該 $I_s$ 及び $q$ に応じて基本方針別表第六の下欄に定める構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性に関する事項
基本方針別添第一第三号の規定により、同第一に規定する建物に附属する組積造の塀について行う耐震診断	基本方針別添第一第三号に掲げる基準への適合性に関する事項及び基本方針別表第九の下欄に定める塀の地震に対する安全性に関する事項
基本方針別添第一ただし書に規定する方法によって行う耐震診断	耐震診断の方法の名称及び当該耐震診断による構造耐力上主要な部分又は塀の地震に対する安全性の評価結果に関する事項

二 規則第五条第三項に規定する報告書に耐震改修、建替え又は除却の予定が記載された場合にあつては、その内容及び実施時期

附 則

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二十号)の施行の日(平成二十五年十一月二十五日)から施行する。